

令和6年度 瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励金 募集要項

1 申請先

瑞浪市役所経済部商工観光課（瑞浪市役所4階）

住所 瑞浪市上平町1丁目1番地

電話 0572-68-9803

2 制度の概要

本市の中心市街地における空き店舗等の活用を促進し、中心市街地の活性化を図るため、中心市街地に空き店舗等を所有しており、空き店舗等を活用して事業を行う事業者に対し、空き店舗等を賃貸する方に対して、奨励金を交付します。

3 交付対象者

(1) 中心市街地（瑞浪市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地活性化エリア（*別添「空き店舗等賃貸借促進奨励金対象エリア図」参照））に空き店舗等（*1）を所有し、空き店舗等を活用して事業を行う方へ以下の年数以上空き店舗等を賃貸する方。

- ・駅前再整備・再開発推進エリア・・・1年以上
- ・上記以外の中心市街地活性化エリア・・・5年以上

(2) 市税を滞納していない方。

(3) 過去に同一の賃貸借契約で奨励措置の指定を受けたことがない方。

(4) 空き店舗を賃貸することを業としていない方。

(5) 暴力団員や暴力団員等と密接な関係を有していない方。

(6) 空き店舗等を借用する事業者が下記に該当する必要があります。

ア 店舗等に従業員が常在すること。

イ 風俗営業、宗教、政治活動等の事業でないこと。

ウ 週4日以上営業を行うこと。

エ 奨励措置の指定後6月以内に開始する事業。

オ 開業後、駅前再整備・再開発推進エリアは1年以上、外のエリアは5年以上継続する事業。

※同一生計者、共同経営者、被雇用者、自ら代表を務める法人の役員、役員の同一生計者、役員の2親等以内の親族、2親等以内の親族が代表を務める法人に賃貸する場合は交付対象となりません。

(*1) 「空き店舗等」とは…

事業活動に使用されていない店舗、倉庫、事務所またはその他事業活動のための施設（それらの機能をもった併用住宅も含む）及び中心市街地に所在す

る空き家をいいます。

4 奨励金の額等

- ・奨励金の額は、空き店舗等を事業者に賃貸した場合に、事業活動として活用する店舗等及び店舗等敷地に係る固定資産税及び都市計画税の納付額に相当する額（100円未満の端数は切り捨て）で、年額10万円が上限となります。
- ・奨励金の総額は、措置指定期間にあわせ、奨励措置の指定を受けた日から起算して3年分を上限とします。

例) 令和6年5月10日から令和9年5月9日までの奨励措置指定を受けた場合

【契約期間令和6年5月1日～令和11年4月30日（5年）】

令和6年度分…令和6年5月10日～令和7年3月31日の日数分の税額

令和7年度分…令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年度分）

令和8年度分…令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年度分）

令和9年度分…令和9年4月1日～5月9日の日数分の税額

5 申請の手続き

①【指定申請】*初年度に必要

奨励金の交付を受けるには、まず、市より奨励措置の指定を受ける必要があります。空き店舗等の賃貸契約締結後30日以内に下記の書類を商工課まで提出してください。

(1) 瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励措置指定申請書

(2) 添付書類

ア 空き店舗等の賃貸借契約書の写し

イ 空き店舗等の固定資産課税台帳（名寄帳）の写し

ウ 位置図、建物平面図

→ 申請書類提出後、市で内容を審査し、奨励措置を指定することが適切であると認めた場合は、申請者へ「瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励措置指定書」を交付します。

②【奨励金の交付申請】*毎年度必要

奨励措置の指定を受けた方は、毎年、賦課された固定資産税及び都市計画税を完納後、当該年度内に下記の書類を提出してください。

(1) 瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励金交付申請書

(2) 当該申請に係る店舗等及び店舗等敷地に対して賦課された固定資産税及び都市計画税の額を証明する書類

→ 審査の結果、奨励金を交付することを決定したときは、「瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励金交付決定通知書」により通知します。

③【交付の請求】* 毎年度必要

- ・ 交付の決定を受けた方は、交付決定日より30日以内に瑞浪市空き店舗賃貸借促進奨励金交付請求書を提出してください。
- ・ 初年度に固定資産税及び都市計画税を完納後、奨励金の交付申請書・交付請求書を提出していただきますが、2年度目以降の申請においても完納後に交付申請書・交付請求書の提出が必要となります。
※書類の提出がない場合には奨励金の交付はできません。

6 注意事項

- (1) 申請内容の審査のために、市職員が対象となる空き店舗等の現地調査に伺うことがあります。
- (2) 指定の内容に変更が生じたときは、速やかに「瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励措置指定内容変更届」を提出してください。
- (3) 事業者が事業を廃止したときは、速やかに「瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励措置廃止届」を提出してください。
- (4) 下記のいずれかに該当するときは、奨励金の交付を停止、又は既に交付した奨励金の全部もしくは、一部を返還していただきます。
 - ア 交付対象者の要件を満たさなくなったとき。
 - イ 偽りその他不正行為により奨励措置を受けようとし、又は受けたとき
 - ウ 市税の未納があったとき。
 - エ 瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励金交付規則に違反する行為があったとき。